

アグリテック実証支援事業委託業務仕様書

1. 業務目的

本市産業の活性化のためには、地域発のスタートアップ（※1）の創出を促し、新たな時代の成長分野を生み出していくことが求められている。このため本市では、令和3年10月に産学官が連携して東三河スタートアップ推進協議会を設立し、スタートアップが生まれ、育つ環境整備、すなわち、地域に適したスタートアップ・エコシステム形成を推進している。

こうした本市が目指すエコシステム形成のためには地域内外の人、技術、アイデアなどを掛け合わせ共創することが不可欠である。

また、本市及び隣接する田原市・浜松市を含むこのエリアは、全国でも有数の農業地帯となっているが、その一方で多くの営農上の課題も抱えている。こうした課題を解決するために、スマート農業やアグリテック・フードテックに代表される新たな知識や技術などを積極的に取り入れていく必要がある。

そこで、本事業では、本市の農業者、食農関連企業（以下「農業者等」とする。）と全国の有望な農業系スタートアップをマッチングし、本市をフィールドとした食農分野における課題の解決につながる新製品・サービスの実証開発に取り組み、社会実装につなげることを目指して3年間事業を実施した。

3年間の取り組みの結果、アグリテックコンテストでは累計150件以上の農業課題解決に資する提案を受け付け、50社以上のアグリテック企業が本市へ足を運び、延べ200名以上の農業関係者が本事業に参画することができた。地域の関係者を巻き込み、地域が一丸となってアグリテック企業の実証開発を応援する地域として、市内外の認知度を向上させることができた。

こうした成果を踏まえ、本市はアグリテック企業のチャレンジを、地域をあげて応援・共創する「日本一アグリテックフレンドリーなまち」の実現をめざしていく。そのためのステップとして今後3年間は、アグリテック企業の製品・サービスの農業者への導入（社会実装）を進めるとともに、地域発のアグリテック企業の創出を図ることを強化する。

さらに、こうした本事業の取組みを、東三河スタートアップ推進協議会等の地域事業者・支援機関等との協働により推進することで、スタートアップ・エコシステムの継続的な充実を目指す。

※1 スタートアップ：優れたビジネスプランを持つ起業家または起業家候補

2. 事業概要

本市農業者等が抱える課題の解決に資する製品・サービスの社会実装を目指し、市内外のスタートアップと本市農業者等が協働で実証開発に取り組む共創プロジェクトを組成するため、以下の取組みを実施する。なお、豊橋市が推進する豊橋アグリミートアップパートナー農業者制度（※2）との相乗効果の創出を図りながら事業を実施すること。

本事業は、コンテスト開催の翌年度から2年程度の実証開発期間を設け、全体で3年をサイクルとしたプロジェクト推進をするものである。

※2 豊橋アグリミートアップパートナー農業者制度：農業を営む法人又は個人であって、豊橋アグリミートアップに積極的に参画する者をパートナー農業者として登録する制度。本事業の情報がいち早く届くことや、アグリテック企業のサービスを導入する際に補助金を活用でき、農業者自身の経営を発展させる機会を獲得できることがメリット

(1) マッチングプログラム

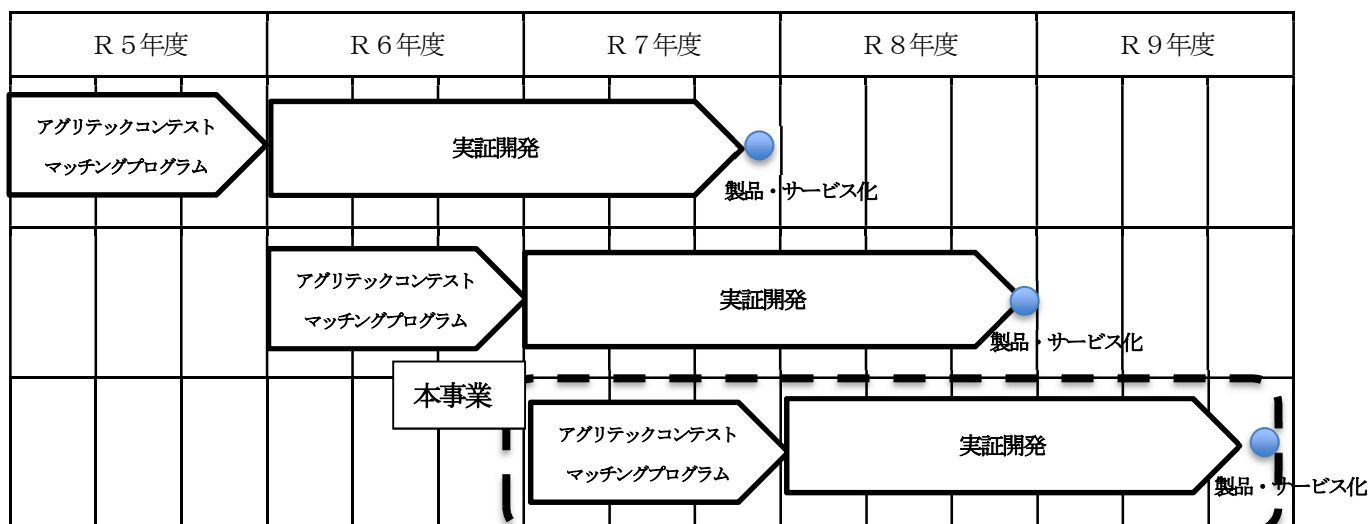
本市農業者等とスタートアップの共創関係構築を目指し、共創ノウハウプログラムの実施と、共創プロジェクトの組成、実証開発計画の策定支援の実施。

(2) アグリテックコンテスト

本市の農業者等が抱える課題解決に資する解決策を全国から募集するアグリテックコンテストの実施。

(3) 実証開発の支援

アグリテックコンテストで組成された共創プロジェクトの実証開発が進んでいくよう、専門家による伴走支援の実施。



3. 業務内容

(1) マッチングプログラム（令和7年度実施）

- ① プログラム参加農業者等の募集
 - ・スタートアップとの協働による実証開発に関心の高い本市農業者等を募集する。募集に際しては、ポスターやチラシを作成し、農業者等に募集の働きかけを行うこと。
 - ・なお、募集の際は豊橋アグリミートアップパートナー農業者に積極的に働きかけを行うこと
- ② 共創ノウハウプログラムの実施
 - ・農業者等がスタートアップとの協働開発をするうえで事前に学ぶべき共創ノウハウを習得するプログラムを開催する
 - ・プログラムの中で農業者等が持つ課題を明確化し、スタートアップの技術により解決を目指す課題へとブラッシュアップしてアグリテックコンテストで解決策を公募する課題を選定する
- ③ スタートアップと農業者等との交流の場の企画及び実施
 - ・既に組成済の共創プロジェクト間の交流、農業者等の巻き込み、地域内外のスタートアップの巻き込み、地域内外のスタートアップと農業者等の交流を目的とした、イベント等を企画して実施すること。
 - ・なお、企画の際は豊橋アグリミートアップパートナー農業者と意見交換して企画を練るなど、本事業に参画する農業者数を増やすような工夫をすること
- ④ スタートアップと農業者等との面談機会の充実
 - ・スタートアップと農業者等とのマッチング確度が高くなるよう、面談機会の充実を図ること
- ⑤ 共創プロジェクトの組成
 - ・アグリテックコンテストで入賞したスタートアップ・大学生等と農業者等とのマッチングによる共創プロジェクトを組成する
 - ・共創プロジェクトが実証開発を円滑に進めることができるよう、両者の間に入り実証開発の計画策定を支援する

(2) アグリテックコンテスト（令和7年度実施）

- ① コンテスト募集業務
 - ・マッチングプログラムで明確化した、本市の農業者等が抱える課題解決に資する解決策を全国から募集することを目的とし、一般部門と学生部門の2つの部門を設けて募集を行うこと
 - ・募集に際し、効果的な広報等を実施すること
 - 《一般部門》
 - ・農業課題の解決や改善に向けた取り組みを実施できる個人・法人の方からの提案を募集する部門
 - ・応募者数は50件程度を想定

《学生部門》

・農業課題の解決や改善に向けた取り組みのアイデアを持つ大学生・大学院生等からの提案を募集する部門

- ・本事業終了後に一般部門に提案できるようなビジネスアイデアを作り上げることを目的とする
- ・応募者数は10件程度を想定
- ・市内の大学に在籍するものが応募資格を有するため、魅力的な提案が出てくるよう、市と協力しながら応募者の発掘や提案内容の検討機会（アイデアのブラッシュアップを目的としたワークショップなど）を工夫して提供すること

② コンテスト開催業務

- ・コンテストの企画（プログラム内容の検討、審査方法・審査基準・審査員の選定、表彰式の企画・運営、メディアへのPR、会場調整等）
- ・ファイナルデモデイの運営（当日の進行、会場設営、関係者の応対等）。なお、ファイナルデモデイ（※3）は登壇するスタートアップや学生にとってインパクトのあるPR機会となるよう、工夫して演出すること
- ・審査事務（応募内容の整理、表彰候補者の選定、審査会の運営、結果の取りまとめ）
- ・一般部門の賞金1,000万円は市から受賞企業に支払う。受託者は円滑に支払いができるよう、市と受賞企業の仲介を行う
- ・学生部門の開発支援金は、ガバメントクラウドファンディング等を活用し、市から受賞者に支払う。受託者は必要書類の受付や進捗の確認など、円滑に支払いができるよう市と受賞者の仲介を行う

※3 ファイナルデモデイは令和8年1月27日（火）に穂の国とよはし芸術劇場 プラットで開催する。なお、開催に要する会場費等は受託者の負担とする。

③ 事前企画開催業務

- ・アグリテックコンテストで魅力的な提案が多数エントリーされるよう、豊橋市が入居するCIC Tokyoなど東京都内の適切なイベントスペース等を活用し、首都圏のアグリテック企業等に向けて取り組みをPRするイベントを1回以上、企画・開催すること
- ・首都圏に常駐する本市職員、豊橋技術科学大学に出向する本市職員と連携し、より効果的な企画実施を図ること

(3) 伴走支援計画書の作成（令和7年度実施）

共創プロジェクトの実証開発が、3（1）⑤で策定した計画通り進んでいくよう、翌年度以降どのようにサポートしゴールを目指すかを記載した伴走支援計画書を作成すること。また、伴走支援計画書は必要に応じて改定すること。

(4) 実証開発の支援（令和8～9年度実施）

(3)の計画に基づき、組成された共創プロジェクトの実証開発が進んでいくよう、専門家による伴走支援を実施すること。

《一般部門》

- ・本事業終了後にコンテストに提案したアイデアの社会実装を目指すことを目的として支援する
- ・それぞれのプロジェクトごと、進捗に応じて打合せを実施し、社会実装に向けた開発を進めるよう助言を行うこと
- ・地域内外の補助金等の活用やベンチャーキャピタルからの資金調達のほか、外部専門家の知見の導入、共創に適した事業者の紹介など、総合的な観点で事業化を支援すること

《学生部門》

- ・本事業終了後に一般部門に提案できるようなビジネスアイデアを作り上げることを目的として支援する

- ・それぞれのプロジェクトごと、進捗に応じて打合せを実施し、コンテストに提案したアイデアの具体化に向けた助言を行うこと
- ・共創に適した事業者の紹介、開発資金を活用した試作品の製作に向けたサポートなど、総合的な観点でアイデアを具体化するために支援すること

(5) 専用ウェブサイト等の運用および広報（令和7～9年度実施）

本市と協議のうえ、昨年度開発した本事業の専用ウェブサイトとSNSを運用するとともに、ウェブメディアへの掲載やポスター・チラシを作成し、本事業を効果的に実施するために必要な広報を行う。

(6) その他関連業務

- ① 事業実施計画書の作成（契約締結後速やかに）
- ② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）
- ③ 事業関係者（コンテスト応募者・審査員・市内農業者等）との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）
- ④ 本事業をより効果的に実施するため、地域の関連する他事業との連携を図ること。また、過去3回実施したアグリテックコンテスト受賞者による共創プロジェクトとの相乗効果が出るよう運営すること
- ⑤ 国・県の事業者や、首都圏に常駐する本市職員、豊橋技術科学大学に出向する本市職員と連携し、より効果的な事業実施を図ること
- ⑥ 実施報告書の提出（令和8年3月、令和9年3月、令和10年3月にそれぞれ電子データにて提出すること）

4. 目安となるスケジュール（契約締結日から令和10年3月31日まで）

名称		R7年度									R8年度	R9年度	
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~3月	4~3月
アグリテック実証支援事業	マッチングプログラム		農業者募集・共創ノウハウプログラム							共創PJの組成	開発計画の策定支援	開発計画策定	
	アグリテックコンテスト		事前企画の実施		課題の公表	募集	審査	ファイナルデモデイ (デモ、最終審査、表彰)			伴走支援計画書策定		
	実証開発の支援										実証開発支援 (適宜計画見直し)		

5. 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。

※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

事業内容	事業者	市	備考
1. マッチングプログラム			
・ プログラム参加農業者等の募集 (豊橋アグリミートアップパートナー農業者と連携)	○	△	市は本事業の関心の高い農家情報を提供。必要に応じ市から農業者等への連絡も実施
・ 共創ノウハウを習得する講座の実施（講座内容の検討、実施）	○	—	
・ 農業者等が持つ課題の明確化と選定	○	—	
・ スタートアップと農業者等との交流の場づくり	○	—	
・ スタートアップと農業者等との面談機会の充実	○	—	
・ スタートアップと農業者等とのマッチングによる共創プロジェクトの組成	○	—	
・ 共創プロジェクトの実証開発を円滑に進めるための計画策定の支援	○	—	
2. アグリテックコンテスト			
・ コンテスト参加者（本市の農業者が抱える課題の解決策を有するスタートアップ）の募集	○	—	
・ コンテストの企画（プログラム内容の検討、審査方法、審査基準、審査員の選定、メディアへのPR、会場調整等）	○	—	

・ ファイナルデモデイの運営（当日の進行、会場設 営、関係者の応対等）	○	—	
・ 審査事務（応募内容の整理、表彰候補者の選定、審 査会の運営、結果の取りまとめ）	○	—	
・ 【一般部門】 賞金1,000万円の支払い	△	○	支払いは市が行う。受託者は市と受賞 者を仲介してフォローする。
・ 【学生部門】 ガバメントクラウドファンディングの 募集、集まった金額の支出	△	○	ガバメントクラウドファンディングの 実施および集まった金額の支出は市が 行う。受託者は市と受賞者を仲介して フォローする。
・ 事前企画の開催	○	△	
3. 伴走支援計画書の提出			
・ 共創プロジェクトを翌年度以降どのようにサポート し、ゴールを目指すかの計画書の作成	○	—	
4. 伴走支援			
・ 進捗に応じた打ち合わせの実施（議事録作成も行 う）	○	△	
・ 資金調達等総合的な観点での事業化支援	○	—	
5. 専用ウェブサイト等の運用および広報			
・ 本事業の専用ウェブサイト等の運用を行うととも に、本事業を効果的に実施するために必要な広報を 行う	○	—	令和4～6年度に作成した専用ウェブ サイトの内容を活用する
6. その他関連業務			
・ 事業実施計画書の作成	○	—	
・ 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティン グの開催（議事録作成も行う）	○	△	
・ 事業関係者（コンテスト応募者・審査員・市内農業 者等）との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、 会場への使用料等の支払い）	○	—	
・ 地域の関連ある他事業との連携	○	△	市は、関連他事業の情報を共有
・ 首都圏に常駐する市職員との連携	○	△	
・ 実施報告書の作成	○	—	

△は協力して行うもの

6. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。

- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その決定に従うこと。